

# 平成 30 年度 豊後高田市立高田小学校 学校いじめ防止基本方針（概要）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または人体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめは、決して許される行為ではなく、いじめられた子どもがいたときには、学校は最後まで守り抜き、いじめを行った子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していかなければなりません。

そこで、国のいじめ防止基本方針や県のおいじめ防止基本方針、市基本方針を参考にして、本校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方針や取組の内容等を以下に定めます。

## 1 いじめとは

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。けんかやふざけ合いであっても、いじめか否かを判断する）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とします。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は人体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。「いじめはどの子どもにも、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係な児童はいない。」そして何より「いじめは決して許されない」という基本認識に立ち、全ての児童をいじめに向かわせることなく、安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければなりません。本校では、家庭・地域・関係機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処していきます。

## 2 いじめ防止の基本的な方向と取組

いじめ問題への取組にあたり、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で「いじめ対策委員会」を中心とした組織的な取組を行っていきます。

### ①いじめ対策委員会の組織（メンバーは実態等に応じて柔軟に対応します）

校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主任、児童生徒支援加配（人権教育主任）、養護教諭、スクールカウンセラー（スーパーバイザー）※1、スクールソーシャルワーカー※2、教育相談コーディネーター等。

※1・※2 年間を通して相談を承ります。

### ②いじめ対策委員会の役割

#### <未然防止>

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行います。

#### <早期発見・事案対処>

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口になります。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行います。
- ・いじめの疑いに関する情報があった時に緊急会議を開催するなどして情報の迅速な共有、及び関係児童に対する事実関係の把握といじめであるか否かの判断を組織的に行います。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者

との連携を組織的に実施します。

### ＜学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組＞

- ・学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを適宜行います。
- ・いじめ防止等に係る本校職員対象の研修を実施します。

## 3 いじめ防止の措置

### (1) いじめの未然防止

- ① 心の通い合うコミュニケーション能力を育み、一人ひとりの児童が主体的に参加・活躍できるような、わかる授業づくりの実践⇒生徒指導の三機能を生かした授業づくり
- ② 学習規律の徹底
- ③ 児童一人ひとりが互いのよさを認め合える学級集団づくり・いじめを許さない集団づくり
- ④ 社会体験、自然体験、交流体験の充実
- ⑤ 児童会活動・委員会活動の充実
- ⑥ 人権学習、道徳教育の推進
- ⑦ 教職員の資質向上のための研修会の実施
- ⑧ 児童との信頼関係の構築
- ⑨ 保護者との信頼関係の構築
- ⑩ 全ての児童の健全な社会性を育むことにより、どの子も加害者にさせないという未然防止対策の推進

### (2) 早期発見

- ① 朝の会や帰りの会、授業中、休み時間（朝休み・放課後等を含む。）などの観察
- ② 登下校中の児童の観察
- ③ 個人面談の実施（年3回）
- ④ 生活行動アンケートの実施（年5回）
- ⑤ 保護者や地域からの情報収集
- ⑥ 相談窓口の設置（スクールカウンセラー等が対応できる体制）

### (3) いじめへの対応

- ① いじめられている児童への対応（共感的に受け止める姿勢で対応）
  - 徹底していじめられた児童の味方になります。安全を確保し、徹底して守り通します。
  - 担任を中心に、児童が話しやすい教職員が対応します。
  - 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導方法について伝えます。
  - 児童のよさや優れているところを認め、励まします。
  - 面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。
  - 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行います。
- ② いじめている児童への対応（毅然とした態度で対応）
  - いじめは決して許されない行為であることをわからせ、責任転嫁等を許しません。
  - いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
  - 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させます。
  - 複数教職員で事実確認や事後対応を行います。
  - 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
  - 面談等を通して、教職員との交流を続けながら成長を確認します。
  - 授業や学級活動等を通して、よさを認めプラスの行動に向かわせていきます。
- ③ 友人・知人（観衆・傍観者）への対応（みんなを守るという姿勢で対応）
  - いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教職員が本気で取り組んでいる姿勢を示します。
  - いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝え、理解させます。

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせます。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせます。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせます。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせます。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めます。

#### ④ 保護者及び関係機関との連携

##### ○いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、子どもの様子等について情報提供を受け、連携を密にします。

##### ○いじめ加害者の保護者との連携

- ・事情聴取後、家庭を訪問しその場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

##### ○関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、被害関係者の意向を十分に確認した上で学校長が必要と判断した場合、教育委員会や警察、医療や福祉等の専門機関、地域等の関係機関と連携します。

#### (4) いじめ解消の判断

少なくとも以下の2つの要件が満たされていると判断された場合をいいます。

- ① いじめに係る行為が止んでいる(少なくとも3か月間)こと
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと(児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認)

## 4 ネットいじめへの対応

「ネットいじめ」とは、パソコンや携帯電話、スマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うことをいいます。

### (1) 未然防止のためには

保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要です。また、専門的な知識を持った業者等の協力を得ながら、ネットの危険性やトラブルへの対処法等についての学習を推進していく必要があります。

### (2) 発見された場合の対応

教職員は、些細なことであっても、いじめに関わる内容を把握した場合は、情報の共有を図り、通信業者等と連携しながら関係する児童の指導を適切に行っていきます。また、ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を印刷、保存する等の措置を行った後、必要に応じて警察等関係機関と連携を図ります。

## 5 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。

- ① いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ② いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。